

監査委員告示第10号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

平成26年1月6日

木津川市監査委員 藤原 義明

木津川市監査委員 西岡 政治

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。

記

- 1 監査執行年月日 平成25年11月28日（木）
- 2 監査対象部局 建設部指導検査課
建設部管理課
建設部都市計画課
建設部建設課
建設部農政課
- 3 監査の対象
指導検査課
 - ・平成25年度入札執行状況について管理課
 - ・管理公共物の修繕及び維持管理並びにその計画と進捗状況について都市計画課
 - ・緑の基本計画策定の進捗状況について
 - ・地区計画の取り組みと進捗状況について建設課
 - ・市営住宅使用料に係る滞納対策について
 - ・悪質滞納者の件数と対応について
 - ・不納欠損処理について農政課
 - ・農地・水保全管理支払交付金事業について
 - 共同活動支援交付金事業及び向上活動支援交付金事業

- ・ 管理公共物の修繕及び維持管理並びにその計画と進捗について

4 監査の方法

監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。

5 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内において適正に処理されていた。

【管理課】

工事及び委託業務の発注に際し、入札による落札率が低い場合は、作業員の報酬支払台帳の提出を求めるなど、労務者にしわ寄せとなることが無いよう引き続き指導されたい。

【建設課】

市営住宅に係る使用料滞納問題について、他の債権回収との整合性を図り市全体として早急に取り組まされたい。

また、回収不能となった債権については、適切な不納欠損処理を行われたい。

【農政課】

ふれあい農園業務委託に関して、見直しの検討をされたい。